

米国 ABA 訴訟に見る自閉症児の教育的対応

長 野 麻由実

1. はじめに

日本においても平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援が進められている。特別支援教育の大きな柱は、障害児の個別のニーズに対応する教育である。自閉症児に関しても高機能自閉症を含め一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことが目指されている。この動向の源となったのは平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（座長・小林登）であった。この報告書を、上野（2006）は「米国における1975年の、全障害児教育法の存在とも似ている」と評価した上で、「わが国でのこの歴史的道標と米国のそれとは、約30年ものタイムラグがあることになる」と指摘している。

自閉症児の対応に関しても、米国では教育上・法制度上の対応が早くから進められてきた。1943年にレオ・カナーによる「早期自閉症11症例の報告」が発表された後、自閉症児に関する多くの研究が積み重ねられてきた。1960年代半ばにはアイヴァー・ロヴァースがロヴァース・メソッドと呼ばれる応用行動分析（Applied Behavioral Analysis, ABA）に基づく自閉症児の指導法研究を始めた。一方でノースカロライナ州においてはエリック・ショプラーが学校や地域社会での生活を可能にするために、要求されていることが何かを理解させることを重視した自閉症とその関連のコミュニケーション障害の子どもの治療と教育法（Treatment and

Education of Autistic and related Communication-handicapped Children, TEACCH）を導入した（松田・吉利・眞田、2001）。

1990年代になって、自閉症児の法的権利の保障が整備されていくに従って、自閉症児の教育を巡る訴訟も激増していく。その一方でLD児を巡る裁判である1985年のBurlington訴訟⁽¹⁾、1993年のCarter訴訟⁽²⁾の最高裁判所判決を経て、保護者が学校区から提示された特殊教育プログラムに不満を抱いた場合、より適切な教育を求める保護者への教育費支払いが可能という判断が示され、その基準が確立していく。そのような流れの中で自閉症児を巡る裁判にも大きな変化が見られるようになる。自閉症児の保護者が公立学校の提示したプログラムを不服としてこれを拒否し、ロヴァース式ABA（Lovaas Style ABA）という特定の指導方法を求めて争う訴訟が激増し、ABA訴訟という独立したカテゴリーを形成していったのである。本稿においては、主にABA訴訟の判決文に基づき、近年の米国の自閉症児をめぐる訴訟の背景・動向および争点を把握し、自閉症児の教育的対応を分析することを目的とした。

2. IDEA（障害を持つ個人の教育法）とFAPE（無償の適切な公教育）・LRE（最も制約のない教育環境）

米国において、障害児教育の中核に位置付くのは、1975年に成立した全障害児教育法（Education for All Handicapped Children Act;

EAHCA)である。EAHCAは、公教育から排除されてきた知的障害者や重度障害者達による「教育を受ける権利」の確認を求めて起こされた各地の訴訟により確定してきた原理・原則を取り込んで成立したものである。EAHCAは1990年に障害を持つ個人の教育法 (Individual With Disabilities Education Act, IDEA) という名称に改められた。その後数回の改訂を経て、IDEAは今日まで米国障害児教育において適切な教育を保障するための中核となっている(清水、2004)。

同法の成立によって障害児の一人ひとりに無償の適切な公教育 (Free Appropriate Public Education, FAPE) が権利として保障されることになった。しかしIDEAにはFAPEの定義に関する規定は存在しない。適切な教育とは一人ひとりの障害児のニーズに従って形成されるものであり、法律で規定されるものではないという考え方に基づいている。FAPEの実現のために、一人ひとりの障害児のために「個別教育計画 (Individualized Education Plan, IEP)」を作成し、それに基づいて教育効果を定期的に評価することが義務付けられた。また障害児およびその保護者の権利を保護することが重視され、「手続き保障」が規定された。

FAPEに関する最も重要な判決のひとつに Rowley 訴訟⁽³⁾ における連邦最高裁判所判決がある。この判決はその後のFAPE違反を争う訴訟の判決に大きな影響を与えた。この判決において、連邦最高裁判所は公的教育機関がIDEAの規定に準じてFAPEを提供しているかどうかを判断するための二重のテストを導入した。二重のテストとは、まず学校がIDEAの手続きを遵守しているかどうかを判断し、次にその手続きに基づいて作成されたIEPが、当該障害児が教育的利益を享受することを可能とするために「合理的に算出されたものであるかどうか」を判断するというものである。Rowley 訴訟はそ

の後のFAPE違反訴訟に大きく影響を与え、この二重のテストを採用する判例が激増することになる。

IDEAにはもうひとつFAPEと並んで重要な要素が存在する。それは、障害児は「最も制約のない教育環境 (Least Restrictive Environment, LRE)」で教育を受けなければならないという要請である。LREは具体的にはIDEAの中で次のように表現されている。「障害児は適切な範囲において最大限障害のない子どもたちと共に教育されることを保障しなくてはならない。」LREは一般にIDEAにおけるメインストリーミング要請と理解されている。このFAPEとLREの二つが、IDEAの大きな柱である。公的教育機関の提示するプログラムがこの二つの要求事項のどちらかを満たしていない場合は、IDEA違反と認められる。

3. IDEAと自閉症

1975年のEAHCA制定当時、自閉症はまだ独立した障害カテゴリーとして認定されておらず、主として「重度情緒障害 (Serious Emotional Disturbance)」のカテゴリーに含められていた。しかし、連邦教育省は「自閉症」を「重度情緒障害」に組み入れることに対する多くの批判を受け、1981年に「その他の健康障害 (Other Health Impairments, OHI)」のカテゴリーに組み入れることを勧告したのである。そして1990年のIDEA成立の際、初めて独立したカテゴリーとしての地位を得たのである(松田・吉利・眞田、2001)。

現行法のIDEA2004において、自閉症は次のように定義されている。「一般的に3歳以前に明らかになり、その子どもの学習活動に不利な影響を与える言語的、非言語的コミュニケーション及び社会的相互作用に著しい影響をもたらす発達障害を意味する。自閉症にしばしば随伴するその他の特徴として、反復行動や常同

症、環境の変化や日常の手順を変えることへの抵抗、及び感覚刺激への異常な反応などがある。」しかし、当該幼児児童生徒の学習活動へ不利な影響を与える原因が主に情緒障害である場合は、自閉症は適用されない。3歳を過ぎて自閉症の特徴を呈している子どもで、この条件を満たしていれば自閉症と認定される可能性が高い。公立学校における自閉症児教育はこのIDEAの定義に従って進められているのである。

4. ABAとTEACCH

次に、自閉症児を巡る裁判に頻出する2つの指導法、ABAとTEACCHについて、裁判の事実認定に現れる特徴を把握しておきたい。

1) ロヴァース式ABA (Lovaas style ABA)

ロヴァース式ABAはオペラント条件付けに基づいて、膨大なデータを収集する構造化されたシステマティックなアプローチである。行動を理解し、その変化を予測し、行動の変化をコントロールするものである。UCLAのアイヴァー・ロヴァース博士は1980年代⁽⁴⁾に自閉症と診断された就学前の幼児を対象にABAに基づいた1対1の集中治療を実施し、制御群との比較実験を行った。その結果、実験を実施したグループには著しい改善が見られ、IQが増加した。実際ロヴァース式ABAを実施したすべての子どものIQが増加したが、そのうち47%の子どものIQは劇的に増加し、その後1993年に実施されたフォローアップ研究によって通常学級において「他の子どもと区別がつかなくなっていた」と表現されている。ロヴァース式ABAは集中的な1対1の指導と早期介入が特徴で、早期介入も早ければ早いほど良いと言われている。また、テスト可能でIQが35以下の子どもや複数の障害を持つ子どもにはあまり

成果が上がらない。ロヴァースが1987年に報告したような成果を挙げたメソッドはほかに例がなく、実際に自閉症児を治療している児童心理学者も、ロヴァース式ABAによって著しく改善した多数の自閉症児の事例を報告している。それに対して、その他の標準的なアプローチによる改善の度合いは小さく、事例も少ない。連邦政府による研究もロヴァース報告の信頼性を裏打ちする結果となった。今日までの自閉症児研究において最も有効な療育と考えられている。

Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educ.
(テネシー州適正手続きヒアリング判決
2001年8月20日)⁽⁵⁾

ABAは今日までの自閉症児研究において最も有効な療育と考えられている。ABA ディスクリート・トライアル・インストラクションは1対1で資格のある監督者のもと準専門家によって実施される。

Mr. X v. NY (ニューヨーク地方裁判所
1997年9月5日判決)⁽⁶⁾

ロヴァースセラピーはもっとも幅広く研究された療育アプローチであり、ABA、ディスクリート・トライアル・トレーニング(DTT)、集中行動介入(ABI)等複数のメソッドを用いて、自閉症児に自然な環境で学習する基礎を確立するものである。このメソッドの目標は、注意を払う、真似る、言語を受ける・発する、学習準備、自立等のスキルを養うことで、学習方法を教えることにある。専門家による長期の集中した1対1対応の指導が必要であり、目標を設定し、それを具体的に細分化する。教師は生徒に指示を与え、それに対してきちんと対応できなかった場合、それを矯正し、きち

んと対応できた場合は、誉めたり、報償を与えるのである。また教師は詳細なデータを収集し、生徒の反応を記録する。具体的なスキルをマスターすれば、課題を統合し「判別スキル」を促していく。ABAに関する知識のある全ての証人は、当該自閉症児にとって最低（1日）6時間のセラピーが通常の学年レベルに達するために必要であると述べている。1対1対応であるので、社会的相互作用スキルを教えるには適さない。また1対1対応であるゆえに、TEACCH等のメソッドに比べて費用がかかる。

R.T.訴訟（ヴァージニア地方裁判所2006年5月26日判決）⁽⁷⁾

以上が裁判で事実認定として挙げられたABAの特徴の一部である。ほとんどのABA訴訟においてABAとロヴァースメソッド、ロヴァースセラピー、ロヴァース式ABA等の用語が混同して用いられているが、その訴訟の多くが週20～40時間の1対1のセラピーを求めていることから、ABAの中でも特に早期集中介入を強調したロヴァース式ABAを求めた裁判であることが推察される。

2) 自閉症とその関連のコミュニケーション障害の子どもの治療と教育法 (Treatment and Education of Autistic and related Communication-handicapped Children, TEACCH)

ノースカロライナ大学で開発され、現在ノースカロライナ州のプログラムとして広く用いられている。自閉症のコアとなる医学的問題は一生続くという前提で、ゆりかごから墓場までのサポートを提供するシステムである。ロヴァース式ABAよりも公立学校で広く用いられている。比較的年長

の子どもあるいはロヴァース式ABAで示されたような劇的なIQ増加が見られないあるいは見込めない子どもにも効果がある。公立学校が実施するにあたって、ロヴァース式ABAほど高額な費用がかからない。自閉症児特有の主な欠陥 (deficit) のいくつかには対応できていない。

(Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educ

(テネシー州適正手続きヒアリング判決
2001年8月20日)

自閉症児の特徴である毎日同じことを繰り返すこと、予測可能なことがらを好む点、聴覚ベースの情報よりも、視覚ベースの情報に強い点を生かして学習スタイルを確立させるものである。TEACCHの目標は、自閉症児が生涯役に立つ戦略を身につけ、機能レベルでの自主性を促すことにある。TEACCHは主に1対1ではなくグループベースの教授法である。

R.T.訴訟（ヴァージニア地方裁判所
2006年5月26日判決）

ABA訴訟においては、保護者が求めるロヴァース式ABAに対抗して、学校区側は提示したIEPに含まれるTEACCHの効果を立証するという例が多い。

5. ABA訴訟の概要

次に、1990年代後半以降のABA訴訟をとりあげ、その骨子論旨を紹介しながら、その争点を把握したい。

1993年のLet Me Hear Your Voice⁽⁸⁾の出版をきっかけに、保護者が公的教育機関の提示したIEPを拒否してロヴァース式ABAセラピー導入を求める訴訟が激増した。そのような訴えのひとつにIn RE ISD 318, (ミネソタ州適性手続

きヒアリング1996年8月10日判決)⁽⁹⁾がある。自閉症児の保護者がLet Me Hear Your Voiceに関する雑誌の記事を読み、実際に本を読んだ後、ロヴァース博士の著書Me Book⁽¹⁰⁾を購入し、当該幼児に在宅でロヴァースセラピーを提供した。そしてその効果を認めた上で、学校区にロヴァースセラピーの実施を求めたものである。ヒアリングの結果、ロヴァースセラピーの専門家を相談員として雇用することとIEPの変更、保護者へのロヴァースセラピー費用の支払いが命じられた

Malkentzos 訴訟（第2サーキット控訴裁判所1996年12月5日判決）⁽¹¹⁾は、1歳で自閉症と診断されたMMの早期介入サービスについて保護者が週40時間のABAセラピー実施を求めた訴訟である。その間、保護者は自費で大学生を雇用し、MMにABAを実施していた。公平ヒアリング開催当時、MMは2歳になっていなかった。ヒアリングではABAを実施できる有資格者が不足していることを理由に保護者の訴えは退けられた。地方裁判所では保護者の訴えが認められ、保護者が支払ったABA費用の支払いと、今後のプログラムに週40時間のABAを含めることが命じられた。しかしながら控訴裁判所において、遡及的な損害の金銭賠償はできないという判断が示され、さらに今後のプログラムに関しても地方裁判所判決の前にMMが3歳に達してしまい、早期介入プログラムの対象でなくなったことを理由に棄却した。ここでは主に保護者が負担した費用の支払いが可能かどうかと、裁判中の早期介入プログラムの資格喪失が問題となっている。

また、Mr. X v. NY（ニューヨーク地方裁判所1997年9月5日判決）においては、3歳になる前に在宅でABAセラピーを受けていた男児のIEPに保護者がABAを含めることを求めた。同時にIEPで提示された措置先が、自閉症を含め障害児専門の施設であったことから、障害児を

分離しないという法律にも違反していると主張した。ヒアリングでは保護者の訴えは認められなかったが、地方裁判所では自閉症、ABA、TEACCHについて包括的に検証した上で、保護者の訴えを認めた。判決ではABAについて、「自閉症的症状の療育において現実として成功した唯一のメソッドである」と述べ、その効果を認めた。

T.H. 訴訟（イリノイ地方裁判所1999年5月14日判決）⁽¹²⁾においても、学校区が提示した早期幼児教育プログラムを保護者が拒否し、在宅で既に開始していたABA/DTT ロヴァースセラピーの継続をIEPに含めるよう要求した。レベルIのヒアリングオフィサーは、学校区は唯一利用可能な施設を提示しただけであって、当該幼児にFAPEを提供できなかったと裁定した。レベルIIのヒアリングオフィサーはRowley 訴訟の二重のテストを採用し、T.H.のIEPは「合理的に算出されたものではない」という判断を示した。地方裁判所では、ヒアリングオフィサーの決定を支持し、学校区側のIDEA違反を認めた。在宅プログラム費用のどの程度まで学校区が支払うべきかが議論され、IEPが拒否された日から週38時間分のセラピー費用を保護者に支払うよう命じられた。

Michael 訴訟（ヴァージニア地方裁判所、2000年4月26日判決）⁽¹³⁾は8歳の男児のIEPに補助的な在宅教育プログラムが含まれていなかったため、保護者が設定した在宅プログラムにかかった費用の支払いについての訴訟である。IDEAに基づくFAPE違反が審議された。保護者は男児が4歳前に自閉症と診断されて以来、ロヴァースセラピーを用いた在宅プログラムを自費で始め、これをIEPに含めるよう要請した。教育委員会側はこれを拒否、公立のプレスクールでの2時間半のプログラムが適切であると主張した。ヒアリングでは、教育委員会の決定は不適切であると裁定され、州裁判所でも

ヒアリングの決定が支持された。これを受けてIEP委員会は学校での20時間のDTTトレーニングを含むプログラムを提示したが、その後も保護者は男児の在宅ロヴァースセラピーを続けた。継続的に幼稚園へ通園することになり、IEPが作成された後も在宅でのロヴァースプログラムは実施され、このIEPと在宅プログラムを併用した期間に男児は著しい進歩を遂げる。保護者は再び在宅でのロヴァースプログラムをIEPに導入することを求めてヒアリングを要請し、保護者の訴えが認められる。地方裁判所でも教育委員会はIEPが適切であったことを立証できなかつたと裁定し、IDEAのもとFAPE侵害が認められた。

Jaynes 訴訟（第4サーキット控訴裁判所2001年7月10日判決）⁽¹⁴⁾もまた、在宅でのABA費用の支払い訴訟である。当該男児は2歳の誕生日を迎えてすぐ、小児科医に自閉症と診断され、早期介入をすすめられる。保護者はすぐに自閉症専門のプログラムに連絡をとり、緊急な支援を求めたが、当初IEPの存在さえ知らされなかった。その後障害児対象のプレスクールで4時間半の授業が週3回実施され、保護者はスピーチの授業が週1回30分含まれるIEPに同意する。その時点では保護者の権利に関する書類は受け取っておらず適正手続きの権利についての説明もなかった。その後多くのプログラムが削除され、変更された。男児の状態の悪化を危惧した保護者は男児をプレスクールから退所させ、私的に家庭教師をつけてABAセラピーを実施した。その後適正手続きの存在に気づいた保護者は、IDEA違反を訴えて適正手続きヒアリングを申請した。ヒアリングオフィサーは重大なIDEA違反を認めたが、再審議ヒアリングでは支払い可能なセラピーの期間は縮小されてしまう。その後の地方裁判所、控訴裁判所では適正手続きの侵害が認められた時期から総額103,000ドルのセラピー費用支払いが命じられ

た。この裁判では単にABAと公的教育機関の提示したIEPの比較がなされただけでなく、保護者の適正手続き保護規定、保護者への通知義務、早期介入の重要性も議論されている。

Amanda 訴訟（第9サーキット控訴裁判所2001年8月13日判決）⁽¹⁵⁾では女児が州を越えて転校した際、診断結果が保護者と移転先の公的機関に通知されず、保護者がFAPE違反を訴えた。ヒアリングオフィサーと地方裁判所は女児の診断に誤りはなく、FAPEを侵害された訳ではないと裁定した。しかし控訴裁判所では女児に対する学校区の対応がIEPの手続きに違反し、そのため当該女児のFAPEを困難にしたと述べ、地方裁判所の判決を破棄した。学校区が保護者に対してテスト結果の説明をせず、適切な就学を判断する機会を奪ったという判断を示したのである。本件は保護者がABAセラピーを要求した裁判ではないが、ABA／ロヴァースセラピーについて詳細に研究し、早期介入の重要性を認めた判決である。この裁判の判決文ではIDEAの趣旨、IEPの目的、適性手続きの保護規定が明確に述べられている。

Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educ（テネシー州適正手続きヒアリング判決2001年8月20日）は裁判所ではなく適正手続きヒアリングの裁定であるが、ロヴァース式ABAについて実に詳細に研究しデータを集めており、ABA訴訟の中でも特に注目すべき判決のひとつである。当該男児が18ヶ月の時に保護者が発達の遅れに気づいたが、最初のIEPが作成され公的機関の療育が提示されたのは3歳になってからであった。IEPでは他の発達障害児とともに小学校内のプログラムへ措置されたが、その頃保護者がロヴァースセラピー／ABAの存在を知り、独自に在宅で実践し始める。自宅でこのメソッドを実践し、その効果を確認した保護者は、男児の夏季プログラムにロヴァース式ABAを取り入れ、その費用を支払うよう教育局に要請す

るが、拒否される。ABAも採用されず、提示されたIEPでは健常児と一緒に学習する機会も十分でないと判断した保護者はこれを拒否、男児を私立学校へ入学させ適正手続きヒアリングを要請した。27日間の証言聴取を経て詳細に審議された結果は45ページの判決にまとめられた。ここでも Rowley訴訟 と Carter訴訟 の判決文が引用され、教育局側が費用を考慮してABAを拒否したとして、IDEA違反が認められた。既存のプログラム（この場合はTEACCH）とロヴァース式ABAの効果についても吟味され、その結果ロヴァース式ABAの効果が証言等によって立証された。教育時間延長（ESY）についても議論され、夏季休暇中に障害児の療育効果が後退する恐れのある場合にESYの要求を退けることは、IDEAの趣旨に反すると裁定された。また在宅ロヴァース式ABAプログラムの費用と関連サービスの費用を支払うことが命じられたが、私立学校の授業料については、保護者が適切な通知をせずに当該男児を公立学校から退学させた点を指摘して認めなかった。本件においてはTEACCHによって普通学級で「区別がつかなくなる」まで効果が上がる生徒の割合は14%と、ABAの47%を大きく下回っていることが判決に大きく影響を与えた。またIEP会議に普通教育の教員が出席していなかったことも手続き上のIDEA違反と認定された。ロヴァース式ABAの効果だけでなくIDEAに基づくFAPEの基準、ESY、メインストリーミング等多くの争点について詳細に検討されており、近年の米国障害児教育を理解する上で極めて重要な判決であるといえる。このヒアリングの結果はその後地方裁判所で覆されたが、2004年12月第6サーキット控訴裁判所⁽¹⁶⁾において再度覆り、保護者の主張が認められている。

G.訴訟（第4サーキット控訴裁判所、2003年3月25日判決）⁽¹⁷⁾においては、在宅のABAセラピー費用支払うべき期間が争われた。米国

空軍に勤める保護者を持つ男児が、米国防衛省が監督する学校におけるFAPE違反を訴えた事例である。男児は2歳半の時点から特殊教育を受け始めたが、状況があまり改善されていないことを懸念した保護者がロヴァースメソッドを学習し、教員にロヴァースメソッド導入を要請する。しかし4歳になってすぐ作成されたIEPにロヴァースメソッドが含まれていなかったため、保護者がこれを拒否。在宅でのロヴァースセラピーを選択した。欠席が長期に及んだため学校の登録が抹消されたが、在宅でのセラピーにより著しい改善が見られた。5歳になり再度IEPが作成されたが、ロヴァースセラピーの資格をもったコンサルタントが含まれていないため保護者はこれを拒否し、適正手続きヒアリングを要請した。ヒアリングオフィサーはFAPE違反を認め、在宅でのロヴァースセラピーの費用の支払いと、これまでの完全なセラピーの費用を支払うよう命じた。控訴委員会でこの決定は覆され、4歳までの時期に関しては保護者の申請が適切でなかったとしてその期間の支払いを認めなかった。さらに5歳時のIEPは適切であったとし、学校の登録が抹消されてから5歳までの期間についてのみセラピー費用の支払いを認めた。保護者はこれを不服として地方裁判所へ提訴したが、地方裁判所でも控訴委員会の決定を追認した。控訴裁判所では資格のあるコンサルタントなく完全なセラピーの実施は困難であるとのべ、当該教育機関に5歳時のIEPの実施能力がなかったことを理由に当該IEPについては差し戻しとした。教育費支払いの期間については和解を求めて破棄差し戻しとした。

L.B.訴訟（第10サーキット控訴裁判所2004年判決）⁽¹⁸⁾はメインストリーミングが争点となったABA訴訟である。3-40%の健常児が通学している障害児向けのプレスクールへ措置し、週数時間のABAを提示したIEPを、保護者がABAは週40時間以上必要であると主張して拒

否した。保護者は当該女兒をメインストリーミングの私立幼稚園に通わせ、在宅で35-40時間のABAプログラムを提供し続けた。ヒアリングオフィサーは学校区の提示したIEPはFAPEをLREで提示したものであると裁定し、地方裁判所でもヒアリングの決定が追認された。控訴裁判所では学校区のIEPはIDEAに基づくメインストリーミング要請事項に違反していたとし、教育費支払いについては見直しを求めて差し戻した。この裁判においては、ABAについて週に何時間のセラピーが自閉症児に効果があるかを、証言を集め比較検討している。

R.T. 訴訟（ヴァージニア地方裁判所2006年5月26日判決）においてはABAを求めた保護者がTEACCHを実施するIEPを拒否し、私立学校の授業料支払いを求めた。R.T.は1歳になる前に保護者が発達遅滞に気づき、早期発達障害向けの施設で療育を受け始めていた。1歳で自閉症と言語遅滞と診断され、2歳になる前にはカウンティの検査で重篤なコミュニケーションおよび口頭操作能力障害と診断されて特殊教育サービス対象の認定を受け、IEPが作成されている。しかしR.T.が4歳になる前にABAについて独自に勉強した保護者は、TEACCHをベースとしたIEPを拒否し、R.T.をABAセラピーを導入している自閉症児対象の私学へ入学させる。同時に教育委員会がIDEAとその関連の州法で保障されているFAPEを提供できなかったと主張して適正手続きヒアリングを要請した。ヒアリングオフィサーは、IEPは不適切であったとし、私学での教育が適切であると裁定した。教育委員会はこれを不服として地方裁判所へ提訴したが、地方裁判所でも保護者側の主張が認められた。この訴訟においても、TEACCHとABAの指導内容と効果が詳細に比較検討されている。結果として当該男児の教育にはABAの方が適切であると立証され、保護者側の主張が認められたことになる。

6. ABA訴訟における争点分析

1) ABAと「最も制約のない教育環境 (Least Restrictive Environment, LRE)」

ABA訴訟は2～4歳児に対する早期集中介入を求めるものであり、自閉症児の生活の場におけるセラピーを原則とするため、必然的に在宅ベースのプログラムを求めることになる。それらの訴訟の中で、在宅ベースのプログラムがIDEAの「最も制約のない教育環境 (Least Restrictive Environment, LRE)」で障害児教育を実施するという趣旨に反しないかどうか争点となっているものが多い。

Mr.X v. NYにおいては、当初アセスメント段階で在宅ベースのプログラムが州法違反であるという誤った前提のもとでプレースメントが審議されたため、施設ベースのプログラムが勧められる結果となってしまった。しかしこの点は、州法の「就学前の幼児に対する自宅での承認プログラム提供を妨げない」という文言が引用され、修正されている。保護者は逆に障害児専門の施設へ措置したIEPこそ、IDEAのメインストリーミング要請に反していると対抗した。

本件においては在宅ベースのABAプログラムがIDEAのメインストリーミング要請に抵触しているのではないかという問題についても議論された。控訴裁判所では「メインストリーミングの前提は障害児に適切な教育を与える事とのバランスで考慮されるべきである」と述べ、適切な教育の必要性を強調した。また「いかなる専門家も完全なメインストリーミングが適切で有益であるという結論には達しておらず、当該男児にとっては在宅ベースのプログラムに健常児との授業で補足することが適切で有益である」と結論づけた。この判決においては、自閉症児の在宅プログラムはIDEAの趣旨に反しないということが明確に示されたのである

T.H. 訴訟においてもIDEAのメインストリー

ミング要請について議論された。ここでは学校区の提供するプログラムを不適切と裁定し、保護者の求めるABAプログラムを支持したヒアリングオフィサーの求める教育内容を、保護者がスイミングレッスンに例えた話が紹介されている。「ヒアリングオフィサーが命じている教育は、T.H.をオリンピックチャンピオンにするようなものでもなく、T.H.をプールの階段にただ座らせておくだけのものでもない。泳げる準備が整う前に深みに溺れさせるようなものでもない。典型的に発達をとげている子どもと共に泳げるようになるような有意義な機会を提供するために、合理的に算出されたものである」当該男児のアセスメントを担当した専門家は、「今専門的なプログラムを受けておけば、後に完全なメインストリーム学級への参加が可能である」と述べて保護者の主張を支持した。この裁判では、学校区の提示したIEPは当該男児が最大限にメインストリーム学級において参加できるような水準に達していないという判断が示された。

Jaynes 訴訟では、学校区側が提示したプログラムの方が他の子どもと関わることができるので、在宅のロヴァースプログラムより適切であるという主張がなされた。しかしながら控訴裁判所は、2つの理由を挙げてこの主張を退けた。まず、保護者が十分ロヴァースプログラムの当該男児への効果を立証していること。次にCarter 訴訟の控訴裁判所判決文を引用して、IDEAのメインストリーミング要請について次のように述べた。「確かにIDEAのもと、障害児のメインストリーミングは奨励されているが、その趣旨は普通教育から障害児を排除することを防止することであり、保護者の選択肢を制限することではない」さらに、当該男児の障害に関して、メインストリーミングは必ずしも適切とは言えないと明言した。

L.B. 訴訟では、保護者が週40時間のABAを

求めたのに対し、ヒアリングオフィサーは学校区の提示したIEPはFAPEをLREで提示したものであるとして、学校区側の主張を支持した。控訴裁判所では学校区の提示したIEPこそ、IDEAに基づくメインストリーミング要請事項に違反していたという判断が示された。控訴裁判所での争点は当該女児のLREが達成されていたかどうか、つまりメインストリーミングが実現するIEPが提示されていたかどうかに絞られていた。判決ではDaniel R.R. 訴訟⁽¹⁹⁾の二重のテストが採用された。このテストは、1) 補助手段を用いれば、通常教育での教育が十分可能かどうかを判断し、2) もし可能でなければ、可能な限りメインストリーミングが実施されているかどうかを判断するというものである。このテストを採用して審議した結果、学校区のIEPでは当該生徒のLREは達成されていなかったと裁定された。

ABAの在宅プログラムあるいは抽出プログラムがIDEAのメインストリーミング要請に反しているのではないかという問題は1990年代の訴訟において盛んに議論されていた。ただし、1970年代の日本で盛んに議論された、共に学ぶ場としての学校に関する議論はABA訴訟においてはほとんどなされていない。2000年代の訴訟においては、在宅プログラムがメインストリーミング要請に反しているかどうかよりもむしろ、学校区のプログラムが当該自閉症児のニーズに合っているかどうか、学校区の提示したIEPと保護者の希望するプログラムのどちらがLREであるかを詳細に検討している。1990年代の多くの訴訟を経て、在宅ベースのプログラムあるいは抽出プログラムだけを単独でIDEA違反とすることはできないという一定の基準が示されたといえる。

2) 保護者の指導法選択権

In RE ISD 318においては「一般的に適切な

メソドロジーは教育者の手に委ねられている」としながらも、それまでのロヴァースセラピーを拒否した学校区を支持した裁判と、ロヴァースセラピーが命じられた裁判の両方を詳細に検討した。その結果、「明らかにロヴァースベースのメソッドは科学的な研究によってだけでなく、学校区の教育ツールとしても効果があると認められている」と明言した。しかしながらそれはあくまでも障害児一人ひとりについて個別に審議されることが強調されている。まず学校区のプログラムが当該障害児に利益をもたらすものであるか、次にそうでない場合は代替プログラムが適切かどうかを審議する必要があるのである。

T.H. 訴訟の判決文では Lachman 訴訟⁽²⁰⁾ が引用され、「適切な教育方法については学校区に選択権がある」と述べている。その他のABA訴訟ももちろんこのような前提に立って議論されており、保護者が特殊教育プログラムに特定の指導法を要求することはできないことは明白である。しかしながら Lachman 訴訟 は自閉症児の指導法に関するものではなく、学校区の提供するプログラムは当時その障害に関して最も効果的なもののひとつと考えられており、保護者の求める指導法に比較して明確に効果がないと判断ができなかったのである。一方 T.H. 訴訟においては、学校区側は単にロヴァースアプローチを敬遠しているという理由のみで対抗しており、代替として特定の効果的なメソッドを提示していたわけではない。結果として Lachman 訴訟 との違いが強調された上で ABA/DTT プログラムが適切であるという判断が示された。

Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educ においても、教育局が適切な指導法を提供できなかったことと、在宅ベースのロヴァース式 ABA プログラムの効果が認められたことにより FAPE 侵害が認められた。これらの訴訟を見

てみると、たとえ法制度上学校区に指導法の選択権があっても、学校区の特殊教育プログラムが適切でないと証明され、かつ保護者の求める指導法の効果が立証された場合は、少なくとも当該障害児に関しては保護者の求める指導法が個別に認められる余地があるということが言える。

3) IDEA の早期介入システム

1986年、米国議会は障害児の早期介入の緊急かつ本質的な必要性を認識し、IDEA の Part C プログラムを設立する。自閉症児に関しては乳幼児期に診断され、保護者の緊急な支援が求められることから、3歳未満の乳幼児を巡る訴訟が多い。誕生から3歳に達するまでの障害児は、IDEA の Part C あるいは州の早期介入プログラムで保護される。

Malkentzos 訴訟 の判決文において、Part C の構造は3歳から21歳の障害児に関する規定である Part B に準じると明確に述べられている。しかしながら、一方で Part C の問題点も指摘されている。Part C が適用される年齢は誕生から3歳までと非常に短期間であるため、訴訟の最中に3歳に達してしまい、判決が出る前にその資格が失われてしまうことが多いのである。このような場合は訴訟性がなくなり、裁判自体が無効となってしまう。

さらに、Part C の特殊教育資格は各州の発達遅滞の定義に委ねられている。したがってその定義も州によって異なっているのである。Part C プログラムの担当機関もまた州によって異なっている。Part C の担当機関は Part B の担当機関とは同一ではないことが多く、Part B プログラムの IEP にあたるものも IFSP (Individualized Family Service Plan) という名称で作成される。しかし当該幼児が30-32ヶ月になると、Part B プログラムへの移行の準備が始められる。その際に再度特殊教育資格が見直され、全ての幼児

が就学前プログラムへ移行できる訳ではない。Part CプログラムからPart Bプログラムへのスムーズな移行も課題となっている⁽²¹⁾。

4) 教育時間延長(Extended School Year, ESY)

米国の1年間の授業日数は平均約180日である。しかし多くの障害児の保護者や関係者が、長期休暇中の後療育効果後退が生じるとして、訴訟において教育時間延長(ESY)の必要性を主張している。ESYに関しては法律における規定は存在しない。しかしこれまでの訴訟によって、一定の判断が示されている。

Jaynes訴訟では、保護者が繰り返しESYを要求していたことを学校区が無視していたことも手続き違反が議論された際、問題となった。Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educにおいては、当該男児に対して夏季サービスを実施しなくては療育効果が後退することが明白であったにも関わらず、学校区がこれを拒否したことが問題となった。その原因がABAを巡って学校区と保護者の対立が始まったことにあった点が非難されている。ヒアリングオフィサーは「ESYの目的は、他のIDEAの目的と同様に障害児を教育することにある。ESYの計画の必要性は、当該障害児のニーズによって判断されるべきであり、学校システムと保護者の協力関係によって決めるべきではない」と弾じた。

自閉症児はその障害の特性と、療育効果後退の可能性のために訴訟においてESYが争点となることが多い。ABAは在宅で週40時間のセラピーを実施するのが典型的であるので、その点においてもESYのカテゴリーに含まれることになる。ESYは1年間の授業日数の増加だけでなく、1日の授業時間の増加、週あたりの授業日数の増加等、拡大して解釈されるのである。実際にこれまでの自閉症児のヒアリングや訴訟においては、土曜日・日曜日のセラピー実施を求めたものもある。また週40時間を求める保護者

と、一般的な授業時数である週25時間を主張する学校区側との対立も起きている。Mr.X v. NYにおいても、学校区側が週25時間の授業時数が適切で利益があると証明できなかつたとし、「現在の就学前教育プログラムにそのような(週25時間という)上限は存在せず、そのような上限はFAPE侵害である。」と明言した。

これらの訴訟をみても、障害児に関しては、ESYがFAPEを保障するために不可欠であるならば、実施しなくてはならないことが明確となっている。ただし、ESYの必要性は、もちろん障害児ひとりひとりについて個別に審議されるのである。ESYという争点に関しては、ABA訴訟が激増する前から既に自閉症児を含め障害児を巡る訴訟で議論されていた⁽²²⁾。このカテゴリーが既に確立していたことで、米国においてはABA訴訟でも保護者の訴えが認められやすい土台が既に築かれていたということが言える。自閉症児にとって適切な教育的ニーズに対応する米国障害児教育の一面を表している争点の一つであると言えるだろう。

5) 教育費支払い基準(Reimbursement)

教育費支払い基準に関しては、1985年のLD児の教育費支払い訴訟であるBurlington訴訟において、基準が明確化されている。裁判所が1) 公的教育機関が当該障害児にFAPEを提供できていない場合、2) 保護者の選んだ代替措置先が、IDEAの規定に従い適切と判断される場合である。この際のFAPEが提供されているかどうかの判断基準には、Rowley訴訟の二重のテストが採用される。

Jaynes訴訟では、学校区側が保護者に適正手続きヒアリングの権利通知を怠ったことで、手続き上の瑕疵が認められ、FAPEを侵害しているという判断が示された。この件に関しては、学校区側が提供するプログラムが適切かどうかの判断は不要であった。保護者の選んだプログ

ラムに関しても、専門家の証言からロヴァースセラピーの効果は明確として認められた。この2点を審議した結果、保護者へのセラピー費用支払いが認められた。州のヒアリングオフィサーは、保護者が適正手続きを要請した後の費用支払いしか認めなかったが、地方裁判所と控訴裁判所においては、学校区側が保護者に対する通知義務を怠り、保護者の権利を侵害した時点からの賠償が可能という判断を示し、総額103,000ドルの支払いを命じた。

Michael訴訟においてもやはりRowley訴訟の二重のテストが採用された。ここでは学校区が提供するサービスが、「当該障害児が教育的利益を教授するために合理的に算出されたもの」であるかどうかを審議するという第二の基準が、曖昧で低く設定されている点が指摘されている。連邦最高裁判所がこの曖昧さを通常の学年別進級システムとの関連で補足すべきと考えていたとしても、特に自閉症のような障害に関しては通常の学年別進級システムとの比較が困難であることもまた強調されている。判決では「自閉症児がFAPEを享受しているかどうかを判断するには、学習面だけでなく、当該自閉症児にとって重要な伝統的でない分野における利益も判断すべきである。」と述べ、自閉症児のFAPE判断基準について一歩踏み込んだ見解を示した。学習面だけでなく、ソーシャルライゼーション、適応行動、スピーチセラピー、コミュニケーション等を含めた包括的な教育的利益の解釈が求められたのである。

ここでは学校区が週20時間のディスクリートトライアルトレーニングを含むIEPを提示したが、保護者はこれを不服として在宅プログラムを続け、その費用6,349ドルの支払いが命じられている。保護者は週30～38時間のロヴァースセラピーを実施していた。次の年には年間約17,504ドルの支払いが学校区に命じられた。

ABAはその費用の高額さ故に、「自閉症児指

導法のロールスロイス」とまで表現されている。このように高額な費用の支払いが命じられる一方で、支払われる費用の合理的な算出に関しては、Carter訴訟で見解が示されている。合理的かつ不可欠と判断される費用負担が部分的なものであれば、全額を負担する義務はない。しかしながら学校区側の経済的困難を理由に、障害児教育にかかる費用負担を拒否できないということもまた明確化されている。もちろん、費用のどの程度まで公的に負担するかは障害児一人ひとりについて個別に審議される。

注意しなくてはならないのは、米国の教育費支払い訴訟はReimbursement訴訟、つまり保護者が立て替えた費用の後払い訴訟であるという点である。IEPに不服がある場合は、先に保護者が自費で子どもに適切な教育を実施し、その後訴訟で勝つと支払いが認められるのである。この点において障害児を持ついかなる階級の保護者にも可能な訴訟とは言えない。教育費支払い訴訟に持ち込むには、十分な情報を得て当該障害児にとって有効なプログラムを模索し、それを自費で実施する経済力を持っている必要がある。ABA訴訟に限らず米国の障害児を巡る教育費支払い訴訟は、特定の階級のみには保障される「手厚さ」になりうる一面を持っているということもできる。

まとめ

ロヴァースがABAに基づくメソッドを開発して30年以上経過しているにもかかわらず、ABAセラピーを巡る裁判は後を絶たない。1対1の高度に専門化したプログラムを希望しているため、必然的に普通学級での教育から抽出した指導を選択する結果となっている。しかしこれをインクルージョンとは逆行した流れと単純にとらえるのには疑問が残るであろう。ABA訴訟においても、L.B.訴訟やT.H.訴訟のように、専門化したプログラムと並行して普通教育を受

ける時間数やメインストーリーミングが問題にされ、議論されている例も多いのである。自閉症児にとって効果のある特化したセラピーと、メインストーリーミングの両方を実現することが望ましいが、現状では両立が難しい中での暫定的対応と見ることができる。

実際にこれまで引用したABAの効果に関する文章のほとんどは、裁判で証言されているだけでなく、事実認定 (Finding of Facts) とされている点は注目に値する。前述の通り、ABAは「今日までの自閉症児研究において最も有効な療育と考えられている (Mr.X v. N.Y.)」のである。もちろん、ABA訴訟の争点はその指導法がいかにか有効かを争う一方で、公的機関サイドの費用面での主張が複雑に絡みあってくる。Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educ.では教育方法を車に例え、「キャデラックではなく、提供できるシボレーと同価値の教育を提供することができれば、IDEAの要求事項は満たされる」という判決文⁽²³⁾を引用した教育局側に対し、ヒアリングオフィサーは「キャデラックを与える必要はないが、どの車を与えるにせよ、燃料が十分あって、適切な目的地に到達するものである必要がある。」と述べてその主張を退けた。この議論の背景にはどのような教育が障害児にとって最も適切かつ必要とされるのか、また障害児の能力、可能性の評価の問題が控えていると見ることでもある。

数々の訴訟を経て、ABAは自閉症児対象の他の指導法に対して裁判におけるその優位を確立しつつあるといえる。ただし、ABA訴訟は2～4歳児の早期介入を巡るものが多いので、ABAの幼児への効果が立証された結果とも言えるであろう。これらの訴訟の多くにおいてABAの効果は立証され、ABAを含めたIEPあるいは在宅でのセラピー費用支払いについては保護者の主張が認められている。ただその期間あるいは費用のどの程度まで公的機関が負担す

べきかについて、判断が分かれているのである。LRP⁽²⁴⁾の最近の報告によると、ほぼ70%のABA訴訟において保護者の主張が認められているということである (Wright, 2006)。またカナダにおいては、ロヴァース式ABAの資金補助をしないことが、憲法にも優先する社会の基本法である「カナダ自由と権利の憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms)」の平等条項違反であるという見解が、控訴裁判所において示された⁽²⁵⁾。ABAは米国だけでなく、各国でその注目を集めつつある⁽²⁶⁾。

日本においても特別支援教育がスタートし、障害児の個別のニーズへの対応が期待されている。米国のABA訴訟は障害児の個別のニーズへの対応を強調していった結果必然的に起こった訴訟とも言えるであろう。ABA訴訟に表れる米国のこれまでの自閉症児に対する教育的対応が、今後の日本の特別支援教育に示唆するものは大きい。個別のニーズの重視と、それに対応する教育保障の質的な改革にも関連している問題を含んでいると思われる⁽²⁷⁾。また一方でIDEA2004の改訂を経て、米国のFAPE侵害基準のハードルが低くなっていく中で、今後の米国ABA訴訟の変容にも注目していきたい。

注釈

- (1) Burlington Sch. Committee v. Mass. Bd. of Ed., 471 U. S. 359 (1985. 4. 29)
- (2) Florence Co. Sch Dist Four v. Shannon Carter, 510 U.S. 7, (1993.11.9) 公立学校で適切な教育を受けることが困難で、私学では可能な場合に、保護者への教育費支払いを認めた。当該児童はLDであったが、ABAあるいはロヴァースセラピーを受けている自閉症の子どもが適切な教育を受けるための扉を開いた判決である。
- (3) Board of Ed. of Hendrick Hudson Central

- School Dist. v. Rowley 458 U.S. 176 (1982. 6.28) 聴覚障害児の保護者が教科の授業における手話通訳の提供を求めた裁判。地方裁判所においては、「障害がなければ達成していたであろう程度まで学習あるいは学力達成ができていない」として、F A P E 侵害を認め、控訴裁判所において一審の判決が追認されていた。最高裁では改めてF A P E の定義が議論され、州は障害児に特別な教育を提供する義務があるが、それが当該障害児の可能性を最大限に引き出すものであるところまで要求している訳ではないとし、控訴裁判所の判決を破棄差し戻した。F A P E について、最高裁が一定の基準を示した裁判である。
- (4) 判決文にはロヴァースは1980年代に比較実験を実施したとあるが、実際にロヴァースが自閉症児対象のプロジェクトを開始したのは1970年である。その実験結果が発表されたのは1987年であった。
- (5) Zachary Deal v. Hamilton Dept of Educ (TN Due Process Decision Aug 2001)
- (6) Mr.X v. New York State Education Department, 975 F. Supp. 546 (S.D.N.Y. 1997)
- (7) Henrico County School Board v. R. T. (U. S. District Court, Virginia 2006)
- (8) Catherine Maurice, Let Me Hear Your Voice, 1993 2児にロヴァースメソッドを実施し、母親がその効果を手記にまとめた。この本の出版を契機としてロヴァースメソッドが広く認知されることになる。
- (9) In RE ISD 318, (MN Review Decision, 1996.8.10)
- (10) O. Ivar Lovaas, Teaching Developmentally Disabled Children, 1981 通称The Me Book と呼ばれ、ロヴァース式ABAのマニュアル本として知られている。
- (11) Malkentzos v. DeBuono, 923 F. Supp. 505 (S.D.N.Y. 1996)
- (12) T. H. v. Palatine, U. S. District Court, Illinois. (1999.5.14)
- (13) Bd. of Ed of Kanawha WV v. Michael M. (U. S. District Court W VA, 2000)
- (14) Jaynes v. Newport News Public Schools, U. S. Court of Appeals for the Fourth Circuit. (2001)
- (15) Amanda C. v. Clark Co Sch. Dist. & Nevada Dept. of Ed, U. S. Court of Appeals for Ninth Circuit (2001)
- (16) Zachary Deal v. Hamilton Bd of Ed (6th Cir. 2004)
- (17) G. v. Fort Bragg Dependent Schools (4th Cir. 2003.3.25)
- (18) L.B. and J.B. ex rel. K.B. v. Nebo UT School District, U. S. Court of Appeals for the Tenth Circuit. (2004)
- (19) Daniel R. R. v. Bd. of Educ., 874 F.2d at 1409 n.9.
- (20) Lachman v. ISBE, 852 F.2d 290, 296 (7th Cir.), cert denied, 488 U.S. 925 (1988)
- (21) 早期介入に関しては、自閉症児だけでなく、他の障害を含め今後のさらなる調査研究を待ちたい。
- (22) Daniel Lawyer v. Chesterfield Sch. Bd (U. S. District Court, Eastern District of Virginia 1993) ABA訴訟ではないが、6歳の自閉症児の保護者が夏季の言語スピーチセラピーを求めた裁判である。適正手続きヒアリングでは保護者の訴えが認められなかったため、地方裁判所へ提訴した。地方裁判所では保護者の訴えが認められ、ESYの必要性が認められた。
- (23) Doe v. Bd of Educ. 9F.3d455, 459 (6th Cir. 1993) 聴覚プロセス障害のある児童の私立学校受領量支払い訴訟。元々普通学級

在籍のIQ130の生徒に聴覚プロセス障害がみられ、IEPが作成された。保護者は学校側に適切なIEPを作成する十分な機会を与えず、一方的に私立学校へ入学させたという判断が示され、保護者への私立学校授業料支払いは認められなかった。これに対してDealに関しては、保護者は十分IEP作成にも協力していたということが指摘されている。

- (24) 元Labor Relations Press、現在はLRP Publicationsとして教育行政、法律、高等教育機関向けの情報を提供している民間企業。
- (25) *Auton v. British Columbia*, 2002 BCCA 538
- (26) 訴訟レベル、障害児教育界での認知は各国で高まっていると言えるが、まだまだ教育現場あるいは自閉症児を抱える保護者の認識は高いとは言えない。
- (27) 清水 (2004) は、「日本の障害児教育法制は、いま一步、アメリカ流であってよいのではないか」と述べ、米国における「障害児の教育を受ける権利」に対する認識を評価している。また安藤 (2001) は米国と日本の教育の中身を単純に比較することの困難さを指摘しながらも、「アメリカが障害を持つ子どもの特別な教育ニーズに応えるために多様な教育プログラムを提供し、最

も適切な教育を保障しようとしてきたこの数十年間の努力と経験に我が国も大いに学ぶべきであろう。」と述べ、米国の「特別なニーズに応じる体制」を評価している。

参考・引用文献

- 安藤房治 (2001) 『インクルーシブ教育の真実—アメリカ障害児教育リポート』学苑社
- 上野一彦 (2006) 『LD (学習障害) とディスレクシア』講談社+α新書
- 清水貞夫 (2004) 『アメリカの軽度発達障害教育』かもがわ出版
- 「つみきの会」ホームページ <http://www.tsumiki.org/>
- 松田真正・吉利宗久・眞田敏 (2001) アメリカ合衆国の自閉症児教育に関する法制度とその運用状況、川崎医療福祉学会誌 Vol.11 No.1 2001 31-36
- Cherryl Marcella (1998) Using Applied Behavioral Analysis for Children with Autism: The Court as Referee Between Parents and School District, The New York Autism Network
- Lovaas, O. Ivar. (1981) Teaching Developmentally Disabled Children
- Wrightslaw Special Education Law and Advocacy <http://www.wrightslaw.com/>